

# ファンカーゴ点検等業務 仕様書

## 第1章

### 第1節 適用

本仕様書は、ファンカーゴ点検等業務（以下「業務」という。）に適用する。

### 第2節 業務概要

本業務は、機構所有の車両1台（ファンカーゴ）のABS警告灯点灯に伴う原因調査を行うものである。なお原因が判明し修理等の必要が生じた場合は、設計変更の対象とする。

また原因調査等で発生した廃材等については、受注者において適切に処分するものとする。

#### 2-1 契約期間

契約締結の翌日から令和8年9月30日までとする。

#### 2-2 施行場所

群馬県前橋市古市町386番地 独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所  
群馬用水管理所および受注者指定場所

### 第3節 業務内容等

#### 3-1 業務内容

1) 車両1台（トヨタ ファンカーゴ）のABS警告灯点灯に伴う原因調査

① トヨタ ファンカーゴ（群馬 800 せ 4593）

2) 廃材処分

#### 3-2 車両の引き取り及び引き渡し

受注者は、2-2に示す施行場所で原因調査を実施するものとする。なお、受注者指定場所で原因調査する場合は、原則、受注者が自ら当該車両の引き取り及び引き渡しを行うものとする。

#### 3-3 代金の請求

原因調査等代金の請求については、全ての業務の履行確認後行うものとする。

## 第2章 その他

### 第1節 疑義等

- 1 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定する。
- 2 修理後1年以内に重大な瑕疵が見つかった場合は、受注者の責任において整備しなければならない。
- 3 調査の実施において、当該車両等を損傷した場合は受注者の責において補修しなけ

ればならない。